

IV 環境整備

1 まちの美化推進

都市部の自治体を中心に、歩きタバコや吸い殻・ごみのポイ捨て等を条例により規制する動きが顕著になっています。

ごみのポイ捨てなどの迷惑行為の防止方法として、マナーやモラルの向上を期待しての啓発活動だけを進めてみても、思うような効果が得られません。そこで、指導・勧告などを前提としたパトロール活動を積極的に進めることで、環境の美化意識の向上を図る必要性があります。

本市においても、まちをきれいにすることを目的として「府中市まちの環境美化条例」を制定し、環境美化に関する施策を進めています。

府中市まちの環境美化条例（平成16年4月1日施行）

市、市民、事業者、土地所有者等が協力して、まちの環境美化を推進し、市民の良好な生活環境を確保することを目的として制定しました。

禁止する行為として、空き缶、吸い殻等のポイ捨て、建造物への落書き、犬・猫のふんの放置、美観を損ねる簡易広告物の掲示及び回収容器を備えていない自動販売機の設置を規制しています。

また、この条例の目的を推進するための地区として、環境美化推進地区及び路上での喫煙する行為を禁止した喫煙禁止路線を指定しており、積極的にまちの美化活動の啓発を推進しています。

(1) まちの環境美化推進活動（平成17年度から実施）

「府中市まちの環境美化条例」に基づき、市民や事業者の協力を得て、キャンペーン活動や喫煙禁止路線のパトロールを実施するとともに、自主的な清掃ボランティア活動を支援し、まちの美化推進啓発に努めました。

▽自主清掃（市内事業所・市民団体）※それぞれ延べ数

種別	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
団体数(団体)		104	126	157	140	172
参加者数(人)		6,422	6,819	7,868	7,463	7,963

▽環境美化の日啓発活動(毎月20日)

毎月20日(土日祝日のときは直前の平日)に市民、事業者と協力し府中駅周辺環境美化推進地区において清掃活動及び、美化啓発の呼びかけを実施しています。

種別	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
府中	参加者数(人)	1,994	1,282	1,538	1,300	1,484
	参加団体数(団体)	301	248	312	288	300
	(実施日数)	(11日間)	(8日間)	(11日間)	(10日間)	(11日間)

▽ 環境美化推進地区一斉清掃・美化啓発キャンペーン

市民、事業者等と協力し、市内の環境美化推進地区周辺の一斉清掃及び美化啓発キャンペーンを実施しています。(中河原地区については平成21年度から実施しており、平成23年度から年3回に変更。分倍河原地区については平成24年度から実施。)

種別		年度				
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
中河原	参加者数(人)	311	342	152	141	91
	参加団体数(団体) (実施日数)	34 (3日間)	38 (3日間)	36 (3日間)	29 (3日間)	19 (2日間)
分倍河原	参加者数(人)	51	60	67	47	0
	参加団体数(団体) (実施日数)	5 (1日間)	10 (1日間)	11 (1日間)	7 (1日間)	0 (中止)

▽ 喫煙禁止路線啓発・マナーアップキャンペーン

むさし府中青年会議所の主導で市内5駅(喫煙禁止路線指定区域)の駅前及びけやき並木で路上喫煙・ポイ捨て禁止の啓発キャンペーンを実施しました。

種別		年度				
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
参加者数(人)		272	289	270	252	157
実施日数(日)		9	9	9	10	8

▽ 喫煙禁止路線パトロール

市内5駅(喫煙禁止路線指定区域)の駅前及びけやき並木に加え、市が必要と認める駅周辺について、路上喫煙・ポイ捨て禁止や喫煙マナーの向上の指導・啓発活動を実施しました。

種別		年度				
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
実施期間(日)		258	267	281	243	238
指導数(人)		885	1,206	1,088	807	935
うち 男(人)		800	1,102	1,044	777	879
うち 女(人)		85	104	44	30	56

▽ 喫煙禁止路線・環境美化推進地区の路面表示の点検・整備

市内5駅周辺の環境美化推進地区及び喫煙禁止路線に表示している路面シールについて、点検、整備を実施しています。路面シールの新規貼付及び破損箇所の貼換えを実施しました。

種別		年度				
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
喫煙禁止路線(枚)		85	6	101	17	106
環境美化推進地区(枚)		-	36	-	66	23

(2) 多摩川清掃市民運動（昭和49年度から実施）

多摩川河川環境の美化保全思想の普及啓発と、市民相互の親睦を図るために実施しています。毎年、多摩川周辺の自治会・企業等の多数の参加者があり、恒例行事として定着しております。多摩川河川敷の環境を守ろうとする市民意識が高まっています。

種別	年度	26年度 (第41回)	27年度 (第42回)	28年度 (第43回)	29年度 (第44回)	30年度 (第45回)
参加者数	(人)	5,205	4,476	4,821	4,701	3,744
ごみ収集量	(t)	4.53	2.34	4.16	4.17	3.7

(3) 違反屋外広告物除却（昭和25年、屋外広告物法施行）

撤去により、まちの美観を回復することを目的として実施しています。

種別	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
はり紙	(枚)	9,543	3,378	3,633	2,103	4,400
はり札	(枚)	7,108	10,346	11,174	9,090	6,563
立看板	(台)	26	8	30	35	41
その他	(個)	21	0	7	16	5
合計		16,698	13,732	14,844	11,244	11,009

(4) 屋外広告物許可（昭和25年、屋外広告物法施行）

まちの美観を快適に維持するため、学校等の禁止区域での広告物の設置を抑制し、適正な規模、様式の安全な広告物を設置・管理するよう広告主に対して、指導を行っています。

都の許可分

種別	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	件数	単位	件数	単位	件数	単位	件数	単位	件数	単位
広告塔	18	405	11	165	15	263	17	375	13	182
広告板	121	899	108	606	134	1,044	124	629	135	1,066
アドバルーン										
計	139	1,304	119	771	149	1,307	141	1,004	148	1,248

市の許可分

種別	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	件数	単位								
広告板	95	449	95	444	109	573	120	661	114	604
広告幕	7	7	6	8	12	17	16	21	5	10
アドバルーン	1	2								
はり紙・はり札					2	2	3	7	3	65
計	103	458	101	452	123	592	139	689	122	679

2 環境衛生対策

清潔で美しく、快適な生活環境を確保していくため、衛生害虫・樹木害虫の駆除支援と空き地・空き家の適正管理の指導を行っています。

市民生活の障害になっている屋外害虫(毛虫、ヤスデ等)及びハチ類では、自然環境の保護に配慮しつつ駆除を行っています。

(1) 樹木害虫駆除支援

毛虫などの不快な樹木害虫が人体に与える影響の防止と、樹木の保護を促進することを目的として実施しています。

なお、貸出器材(高枝切りはさみ、薬剤散布用簡易噴霧器)は各文化センターにも配備され、利用しやすい状況になっています。薬剤の配布はしておりません。

種別	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
簡易噴霧器貸出数	(台)	83	71	69	61	40
高枝切りはさみ貸出数	(本)	171	185	153	137	136

(2) 空き地・空き家整備指導

空き地・空き家の所有者及び管理者に対して、雑草の刈り取り、建築物などの適正な管理をお願いし、健康で快適な市民の生活環境の整備を推進しています。

また、23年度には市内の空き家(管理されず荒廃した家屋)の調査委託を実施し状況を把握しました。その結果、空き家を81戸確認しました。

ア 空き家の対応状況

区 分	件 数	区 分	件 数
29年4月1日現在	120	30年4月1日現在	98
新規相談件数	37	新規相談件数	54
解決件数	59	解決件数	48
30年3月31日現在	98	31年3月31日現在	104

イ 空き地の整備状況

種別	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
整備済地	(㎡)	42,421.98	39,969.49	19,034.69	21,722.24	23,610.00
未整備地	(㎡)	2,664.73	1,682.1	1,671.03	3,111.57	4,308.79
整備率	(%)	94.09	95.96	91.93	87.47	84.57

(3) ハチ類駆除事業

刺傷により生命の危険につながるスズメバチ等のハチ類を駆除し、市民の安全を守ることを目的として実施しています。

スズメバチ、アシナガバチ、ドロバチ、ツチバチは、多くの樹木害虫を捕殺する益虫です。また、ミツバチ、クマバチ、マルハナバチは、植物の受粉に関わる重要な役目を果たしています。

そこで、ご相談を受けた中で、市で駆除する必要があると認めた場合のみ駆除をしています。

なお、相談件数は夏場の気温の変動に影響を受け、猛暑の年は多くなり、冷夏の年は少なくなる傾向にあります。

種別	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
ハチ類駆除	(件)	172	221	255	180	144
スズメバチ相談	(件)	193	223	236	191	170
その他ハチ類相談	(件)	167	287	255	225	239
ハチ類相談合計	(件)	360	510	491	416	409

相談件数には、ご相談を受けた後に駆除を行った件数が含まれます。また、その他ハチ類には、アシナガバチ、ミツバチ、クマバチ、ドロバチ、ツチバチ、マルハナバチ等が含まれます。

(4) 住環境獣対策事業

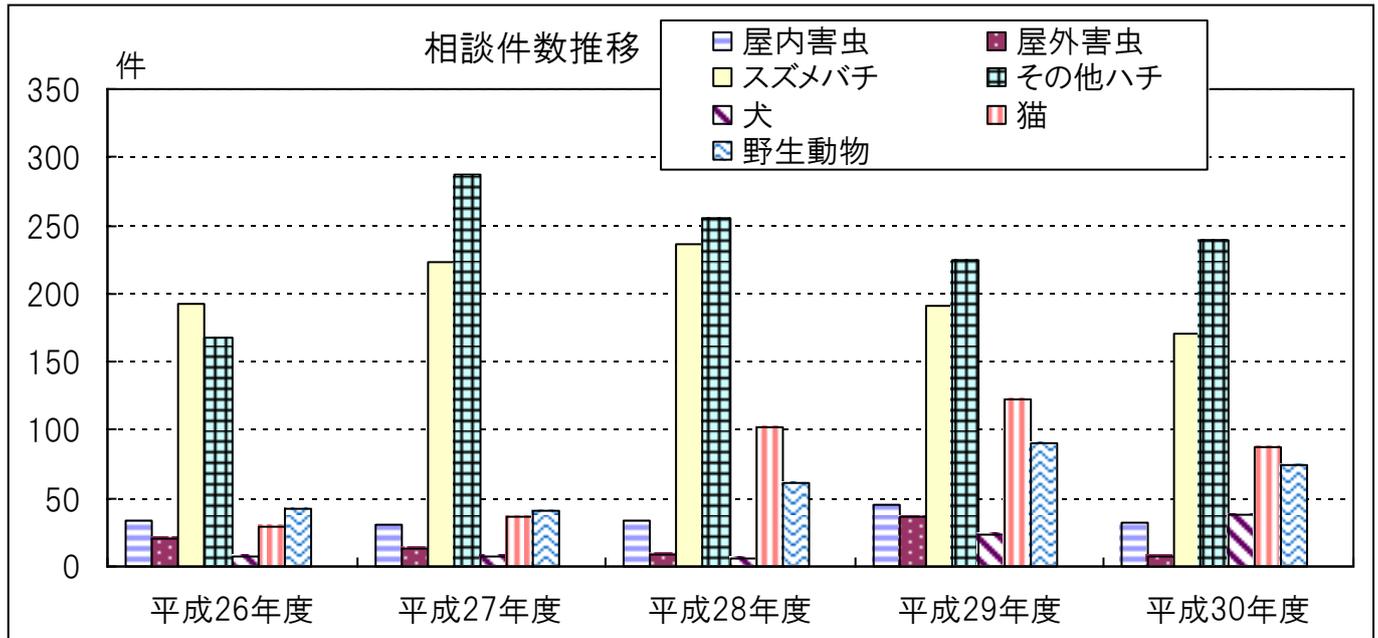
人間の居住範囲と野生動物の生活範囲が重なり、身近に野生動物が現れることがあります。府中市では個人が所有し、現に居住する一軒家に、野生動物等が侵入したときは野生動物の追い出しなどの処理を行っています。

また、近年ハクビシンについての相談が多くなっています。

種別	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
ハクビシンの処理	(件)	19	18	17	21	32
ヘビの処理	(件)	0	0	2	0	0
その他の処理	(件)	1	1	6	8	5
野性動物の相談	(件)	42	41	61	91	75

相談件数には、ご相談を受けた後に処理を行った件数が含まれます。

(5) 各種相談件数



	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
屋内害虫	33	30	33	45	32
屋外害虫	21	13	9	36	8
スズメバチ	193	223	236	191	170
その他ハチ	167	287	255	225	239
犬	8	7	6	24	38
猫	29	37	102	123	88
野生動物	42	41	61	91	75
合計	493	638	702	735	650

3 ねこ去勢不妊手術費補助

動物の愛護及び管理に関する法律、東京都動物の保護及び管理に関する条例の趣旨を生かし、猫の(飼い猫(平成20年度で廃止)、飼い主のいない猫)去勢不妊手術費の助成をして不必要な繁殖を防ぐことで、管理されない猫を減らし、近隣に対する危害及び迷惑の未然防止を図っています。

(1) 去勢・不妊手術の促進 (平成4年度から実施)

猫の不必要な繁殖を防止することで、近隣に対する危害及び迷惑の未然防止を図り、動物愛護と市民の社会生活の安定を目的として実施しています。

種別	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	飼い主のいない猫 (頭)	去勢	77	83	78	94
不妊		113	111	101	116	114
合計		190	194	179	210	184

※平成20年度に飼い猫の去勢・不妊手術費の助成は廃止となったので平成21年度以降は実施していません。